

第 25 号議案

足立区に係る沿道地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 19 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区に係る沿道地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

足立区に係る沿道地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和 62 年足立区条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「、別表第 2、別表第 3、別表第 4 及び別表第 5」を「から別表第 6 まで」に改める。

第 7 条第 1 号中「なつている」を「なっている」に改める。

第 8 条第 1 項中「あつては」を「あっては」に、「及び別表第 5」を「から別表第 6 まで」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「あつては」を「あっては」に改め、同条第 4 項第 1 号中「なつた」を「なった」に改め、同項第 2 号中「至つた」を「至った」に改め、同条第 6 項第 1 号中「なつた」を「なった」に改め、同項第 2 号中「至つた」を「至った」に改める。

第 9 条第 1 項第 1 号中「、別表第 4 並びに別表第 5」を「並びに別表第 4 から別表第 6 まで」に改め、同条第 2 項第 1 号中「すみ切り」を「隅切り」に改める。

第 11 条第 2 項中「、別表第 3、別表第 4 及び別表第 5」を「から別表第 6 まで」に改める。

第 14 条中「あつて」を「あって」に改める。

別表第 1 の 2 の項中「（昭和 62 年 4 月 16 日足立区告示第 161 号）」を「（令和 8 年 1 月 23 日足立区告示第 38 号）ア」に改める。

別表第5の次に次の1表を加える。

別表第6（第2条、第8条、第9条、第11条関係）

項	沿道地区計画
1	東京都市計画沿道地区計画足立区環状七号線A地区沿道地区計画（令和8年1月23日足立区告示第38号）イの区域

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

東京都市計画沿道地区計画足立区環状七号線A地区沿道地区計画の変更に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。